



預保納付金を用いた助成事業募集のご案内

犯罪被害者等支援活動に対する助成事業の申請受付中！

2012.12.18

日時：申請締切日：2013年1月18日（金）17：00

日本財団は、2013年度から、預保納付金を用いた助成金交付事業を開始します。これは、振り込め詐欺救済法に基づき、振り込め詐欺の被害者へ返せず預保納付金として管理されていた資金の一部を、犯罪被害者等支援のために活用できるようになり、その担い手として日本財団が選定されたことによるものです。

対象は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間非営利団体が実施する事業で、2013年4月から開始となるものです。詳しくは募集要項をご覧ください。

また、以下の要領で説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。なお、事前申込の必要はありません。当日直接会場へお越しください。

説明会概要

【北海道・東北ブロック】

日時	2012年12月22日（土）13:00～15:00
場所	仙台ガーデンパレス 4階集客

【関東ブロック】

日時	2012年12月21日（金）13:00～15:00
場所	日本財団2階大会議室

【東海・北陸ブロック】

日時	2012年12月23日 13:00～15:00
場所	名古屋会議室名鉄王リシタ名古屋駅前中央店 7階第5会議室

【近畿ブロック】

日時	2012年12月24日（月）13:00～15:00
場所	AP大塚駅前梅田1丁目地下1階B1ルーム

【中国・四国ブロック】

日時	2012年12月28日（金）13:00～15:00
場所	TRPガーデンシティ広島 エメラルド

【九州・沖縄ブロック】

日時	2012年12月29日（土）13:00～15:00
場所	TRPガーデンシティ博多九重1

この件に関するお問い合わせ

担当部署: 公益ボランティア支援グループ

預保納付金事業チーム

担当者名: 相澤・高橋

電話: 03-6229-5161

Eメール: voho-shien@ps.nippon-foundation.or.jp

Copyright© 2001-2013 The Nippon Foundation

2013年度 預保納付金に係る助成金募集要項

1. ご案内
2. 対象となる団体
3. 対象となる事業
4. 審査の視点
5. 助成金の上限金額・補助率
6. 対象となる経費
7. 対象となる事業の実施期間
8. 申請手続き
9. 結果の通知
10. 留意事項
11. お問い合わせ先

2013年度預保納付金に係る助成金の申請募集は終了しました。

1. ご案内

この助成金は、振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に対し、日本財団が担い手として交付するものです。

※ご参考「振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について」

この事業を実施するにあたり、次の預保納付金の特徴を踏まえた視点で審査を行います。

- ・ 預保納付金は、振り込み詐欺被害者へ返せなかった資金である
- ・ 預保納付金は、減少していきべき資金である

なお、本事業の募集に当たり、以下の通り助成説明会を開催いたします。

事前申込みの必要はありません。当日直接会場へお越しください。

(1) 北海道・東北ブロック

- a. 時期：2012年12月22日（土） 13：00-15：00
- b. 場所：仙台ガーデンパレス 4階亀甲
- c. 住所：宮城県仙台市宮城野区榴岡4-1-5

(2) 関東ブロック

- a. 時期：2012年12月21日（金） 13：00-15：00
- b. 場所：日本財団 2階大会議室
- c. 住所：東京都港区赤坂1-2-2

(3) 東海・北陸ブロック

- a. 時期：2012年12月23日（日） 13：00-15：00
- b. 場所：名古屋会議室名駅モリシタ名古屋駅前中央店 7階第5会議室
- c. 住所：名古屋市中村区名駅3-13-31 名駅モリシタビル7階

(4) 近畿ブロック

- a. 時期：2012年12月24日（月） 13：00-15：00
- b. 場所：AP大阪駅前梅田1丁目 地下1階Eルーム
- c. 住所：大阪市北区梅田1-12-12号東京建物梅田ビル

(5) 中国・四国ブロック

- a. 時期：2012年12月28日（金） 13：00-15：00
- b. 場所：TKPガーデンシティ広島 エメラルド
- c. 住所：広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ

(6) 九州・沖縄ブロック

- a. 時期：2012年12月29日（土） 13：00-15：00
- b. 場所：TKPガーデンシティ博多 九重1
- c. 住所：福岡市博多区博多駅前3-4-8 サットンプレイスホテル博多内5F

2. 対象となる団体

以下の要件をすべて満たしている団体が対象となります。

(1) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体をはじめとする犯罪被害者等を支援する非営利団体

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的としない団体

(3) 特定の事件や特定の者に対する支援を行うことを目的としない団体

(4) 役員及び役員に準じる者のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと

- a. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者
- b. 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者
- c. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- d. その他支援事業に関し不正な行為を行なうおそれのある者

(5) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人等でないこと

3. 対象となる事業

(1) 犯罪被害者等を支援する団体が自立を目指すために、財政基盤を支える仕組みをつくる事業

- a. 財政基盤強化のための会員獲得や資金獲得等の資金調達を拡充させる取組み
- b. 財政基盤強化のための収益事業の立ち上げ等

(2) 犯罪被害者等支援の業務拡充のために資機材を整備する事業（上限200万円）

- a. 相談室拡充等設備投資として一時的に必要な経費（上限200万円）
- b. システム構築やパソコン整備等、業務の効率化に一時的に必要な経費（上限100万円）
- c. 広報資機材整備等周知・広報のために一時的に必要な経費（上限100万円）
※複数事業の申請は可能ですが、(2)としての合計上限は200万円になります。

(3) 犯罪被害者等に関する相談、面談、役務の提供等により、犯罪被害者等支援の充実を図る事業

(4) 東日本大震災により縮小した財政を再建する事業

- ※被災三県（岩手・宮城・福島）を対象
- ※3年間限定の収益補てん

(5) その他、事業充実のための先駆的な取り組みに対して必要な事業

- a. 活動範囲拡大のための取り組み
- b. 新規事業開発のための実験的な取り組み等

4. 審査の視点

何が必要とされているのかを見極め、優先順位をつけながら、以下の事項に基づいて総合的に判断し、選定します。

(1) 幅広い団体・分野に助成金の波及効果が期待できる事業、又は助成を行う社会的緊要性の高い事業について、適切なバランスをもって優先的に選定します。

(2) 犯罪被害者等支援事業の実状及び預保納付金支援支出金額の状況を踏まえ、事業の継続性又は発展性等に着目し、必要かつ効果的な助成となるよう選定します。

(3) 事業の選定にあたっては、事業に要する費用の見通し並びに事業を行う者の収支の現状及び今後の見通し等を勘案して選定します。

(4) 継続して助成を行おうとする場合には、前年度の活動実績又は複数年度にわたる事業計画の進捗状況、犯罪被害者等の実情を把握して犯罪被害者等支援事業に反映しているか否か等の観点を踏まえ、必要かつ効果的な助成となるよう選定します。

(5) 複数年度にわたる事業については、各年度における事業の目標が数値化されるなど明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるものを選定します。

5. 助成金の上限金額・補助率

助成金の上限金額及び事業費総額に対する助成金の補助率は、原則として以下の通りとします。

財団・社団・社福・特定非営利活動法人		ボランティア団体（法人格が無い団体）	
補助率	上限金額	補助率	上限金額
原則100%	なし	原則100%	100万円

※決定時の事業費総額・助成金額は、原則として、1万円未満切り捨てとします。

※複数の事業を申請することができます。

※「3. 対象となる事業 (2) 犯罪被害者等支援の業務拡充のために資機材を整備する事業」の上限金額は200万円です。ただし、ボランティア団体は、その上限金額（100万円）となります。

6. 対象となる経費

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費とします。

科目は各団体の会計規則などにあわせてご記入ください。

7. 対象となる事業の実施期間

2013年4月1日以降に開始し、2014年3月31日までに完了することを原則とします。

8. 申請手続き

(1) 【団体情報の新規登録/更新】CANPANに登録する/情報を最新のものに更新し、情報公開レベルを5にする。

CANPAN

- ・ 団体登録/情報更新は、申請締切日間近になりますと、パスワード忘れ等の問い合わせが大変多くなります。フォームからの問い合わせのみとなっているため、すぐにお答えできない場合がありますので、お早めにご登録ください。申請締切日の前日までに登録することをお奨めします。
- ・ 情報公開レベル5の内容で登録してください。(必須条件です)
- ・ 初めてCANAPANに団体登録する際には、最初にCANPANへのユーザー登録が必要になります。

※情報公開レベルとは、CANPANに登録されている団体の情報開示度を★1~5で示すものです。星の数に比例して、社会から信頼を得るために必要な情報を多く開示するようになっています。

CANPAN団体登録に関するヘルプ

(2) 【申請の準備】

- ・ 申請書に記入する内容を事前に準備する。
- ・ 申請書作成にあたっては、添付の様式を使用してください。

申請書のフォーマットはこちら

(3) 【メール申請】

申請受付締切日：2013年1月18日(金)17:00まで

- ・ 収集した個人情報及び団体情報は、助成金申請に関する業務及び各種案内の通知に利用します。

申請書送付先：yoho-shien@ns.nippon-foundation.or.jp

(4) 【受付確認メールの受信】

- ・ 2013年1月24日(木)までに配信されますので、ご確認ください。
- ・ 受付確認メールの受信が確認できない場合は、1月25日以降にお電話(03-6229-5161)にてお問い合わせください。

9. 結果の通知

2013年4月下旬までに文書をもって、採否の結果をお知らせします。それ以前の採否の問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

10. 留意事項

助成事業を実施する際には、いくつかの条件及び留意事項があります。

申請の時点でご確認いただきたい事項は下記の通りです。

(1) 助成契約の遵守について

助成事業として決定した際には、まず日本財団との間で「助成契約」を締結します。締結した「助成契約」に反する行為があった場合は、助成金の返還請求等を行うこともありますので、契約を遵守してください。

(2) 助成表示について

日本財団が別途定めた助成表示をイベント開催時や助成事業成果物等に表示していただく必要があります。

(3) 情報の発信について

助成事業を実施の際には、事業に関する情報発信及び成果物を公開していただきます。

(4) 完了報告書の提出について

助成事業の完了後は、決められた期限までに事業完了報告書（収支計算書を含む）をご提出いただきます。

(5) 監査について

助成事業完了後、監査を実施します。その結果については、一般に公表します。

(6) 個人情報等の保護について

申請時に取得した個人情報及び団体情報は、助成金交付業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、申請情報が預金保険機構、金融庁、財務省、内閣府、警察庁及び国土交通省等の関係省庁、業務委託先に必要に応じて提供されますので、ご了承ください。そのほかには申請者の承諾なく第三者に情報を提供することはありません。

11. お問い合わせ先

申請に関するご相談、ご質問は、日本財団までお問い合わせください。

【CANPAN登録に関するお問い合わせ】

お問い合わせはこちらからお願いします。

操作に関するお問い合わせ

【申請手続きに関するお問い合わせ (CANPAN登録を除く)】

日本財団事務センター

03-6435-5216 (平日9:00~17:00)

最終受付日2013年1月18日 (金)

【事業内容に関するお問い合わせ】

日本財団 公益ボランティア支援グループ 預保納付金事業チーム

〒107-8040

東京都港区赤坂1-2-2

TEL: 03-6229-5161 (平日9:00~17:00)

FAX: 03-6229-5169

※年末年始 (2012年12月29日~2013年1月6日) を除きます。



2013年度預保納付金支援事業決定のお知らせ

2013.04.01

日本財団は、2013年度預保納付金支援事業として、奨学金貸与事業36件、助成金交付事業59件を決定しました。

預保納付金支援事業とは、振り込め詐欺救済法に基づき、被害者の方に返金されることなく、預金保険機構に納付された資金（預保納付金）を日本財団が受け入れ、犯罪被害者等支援の充実に図るために行う事業で、2013年度から開始します。

決定事業計画の詳細は以下のとおりです。

(1) 2013年度奨学金貸与事業計画

36人に、32,140,000円を貸与します。

学校別	人数	奨学金額 (円)
大学・高等専門学校4年以上又は専修学校専門課程に在学する学生	26	26,110,000
高等学校、高等専門学校3年以下又は専修学校専門課程に在学する学生	10	6,030,000
合計	36	32,140,000

(2) 2013年度助成金交付事業計画

42団体59事業に対し、232,750,000円を助成します。

詳しくは[こちら](#) (PDF/124KB)

この件に関するお問い合わせ

公益ボランティア支援グループ 預保納付金事業チーム

担当:相澤、高橋

TEL: 03-6229-5161

E-mail: yoho-shien@ps.nippon-foundation.or.jp

Copyright © 2001-2013 The Nippon Foundation